

政 令

◇絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一五三号）（環境省）

- 1 国際希少野生動植物種として、コツメカワウソ等を追加等することとした。（別表第二関係）
- 2 登録の要件として、ピクローナに関するもの等を変更することとした。（別表第六関係）
- 3 この政令は、令和元年一月二六日から施行することとした。

◇原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一五四号）（原子力規制委員会）

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第一五号）第三条並びに附則第三条から第一一条まで、第二二条、第二八条及び第三〇条の規定の施行期日は、令和二年四月一日とすることとした。

◇原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（政令第一五五号）（原子力規制委員会）

- 一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正関係（第一条関係）
- 1 既存の検査等の手数料について見直しを行うとともに、原子力規制検査の手数を定めることとした。
- 2 現行の検査官を原子力検査官に統合し、その定数及び資格を定めることとした。
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

二 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令の一部改正関係

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設について、原子力規制検査及び廃止措置に係る規定並びに東京電力株式会社福島第一原

子力発電所原子炉施設のうち五号炉及び六号炉並びにこれらの附属施設に係る場合の特例について定めることとした。（第二条関係）

三 関係政令の一部改正関係

大規模地震対策特別措置法施行令、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令及び特別会計に関する法律施行令について、所要の規定の整備を行うこととした。（第三条及び第四条関係）

四 経過措置

この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（第五条関係）

五 施行期日

この政令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行することとした。ただし、三の一部は、公布の日から施行することとした。

特許法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和元年十一月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第四百十五号

特許法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、特許法等の一部を改正する法律（令和元年法律第三号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

特許法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和二年四月一日とする。

経済産業大臣 梶山 弘志  
内閣総理大臣 安倍 晋三

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和元年十一月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第四百十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和三十二年政令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「牛」の下に、「馬（農林水産大臣が指定するものを除く。）を加え、「しか」を「鹿」に改め、同条第三号中「みつばち」を「蜜蜂」に改め、同条第四号中「につこういわな」を「につこういわな」に改める。

附 則

この政令は、令和二年十二月一日から施行する。

農林水産大臣 江藤 拓  
内閣総理大臣 安倍 晋三